

東京学芸大学学部入試委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の所掌の見直しに伴う改正

改 正	現 行
〔省略〕 （委員長等） 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから<u>入試を所掌する副学長</u>が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成27年4月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （委員長等） 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1号の委員のうちから<u>教育を所掌する副学長</u>が指名する。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。 〔省略〕